

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置（当該特定水産資源の生存個体放流等）の実施の助言
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした採捕の停止等）の実施の勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
--	---

分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第1項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くらまぐろ（小型魚）

くらまぐろ（小型魚）（第2において単に「くらまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

ア 定置漁業の場合

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置（県が定めた基準以下の重量の生存個体の放流等）を実施し、くらまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう助言
80パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう指導
95パーセントを超えたとき	生存個体は放流するよう勧告

イ 漁船漁業等の場合

知事管理区分におけるくらまぐろ	知事が当該知事管理区分においてくらまぐろ
-----------------	----------------------

の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	まぐろの採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	くろまぐろを目的とした操業は自粛し、県が定めた基準以下の重量の生存個体を放流するよう助言
80パーセントを超えたとき	くろまぐろを目的とした操業は自粛し、生存個体は放流するよう指導
90パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全て知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

くろまぐろ（大型魚）（第3において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

ア 定置漁業の場合

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置（生存個体の放流等）を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう助言
80パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう指導
95パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう勧告

イ 漁船漁業等の場合

くろまぐろを目的とした操業は自粛し、混獲された個体は放流するよう指導する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全て知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和3年5月10日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)イ、第2の1(2)イ及び第3の1(2)イの規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和3年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

（種類） 氷見都市計画道路

（名称） 3・6・14号 氷見阿尾線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

氷見市伊勢大町二丁目、伊勢大町一丁目、中央町、北大町の各一部
ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年5月10日から令和3年5月24日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

氷見市建設部都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案

を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和3年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・5・233号 針原線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

富山市針原中町、針原中町字馬放、針原中町字長競、針原中町字惣写、針原中町字二枚瀬町、針原中町字竹花、高島、下飯野、下飯野字造酢、下飯野字岡田一番、下飯野字岡田二番、下飯野字前沼、下飯野字西八百苺、下飯野字早稲田、下飯野字墓木、下飯野字馬塚の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年5月10日から令和3年5月24日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

2 作業期間

令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

富山市下新北町ほか地区